住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

小野市低所得世帯物価高騰 緊急支援給付金 (3万円/1世帯) のご案内 受給には手続きが必要です

- 小野市低所得世帯物価高騰緊急支援給付金<u>(1世帯あたり3万円)</u>は、住民税均等割非課税世帯や令和5年4月から9月に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、<u>手続きが必要</u>です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3 万円

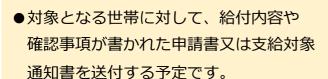
給付金の支給時期

小野市が申請書を<u>受理した日から</u> 2~3週間後が目安です。

支給対象となる世帯と支給手続き

世帯全員の令和5年度「**住民税」が** 非課税の世帯

※住民税均等割が課税されている方の 扶養親族のみの世帯ではない世帯 予期せず家計が急変したことで<u>令和</u>5年4月から9月の任意の1ヵ月の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」と なった世帯(家計急変世帯)



●申請書が届いた方は必要事項を記入して、記載された期限までに返送してください

●支給対象通知書が 届いた方は申請不要です。



申請が必要です

- 小野市では、電話によるお申し出のあった 方に申請書を順次発送します。
- ●申請書に必要事項を記入して、添付書類と ともに**返送してください**。
- ●申請期限:令和5年10月31日(火)

収入が減少することがあらかじめ明らかな月の 収入減少により給付を申請した場合、不正受給 (詐欺罪)に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください! 自宅や職場などに都道府県・市区町村や国などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、

お問い合わせ

小野市市民福祉部社会福祉課 低所得世帯緊急支援給付金担当

最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)、お住まいの市町村にご連絡ください。

☎0794-63-1000(代表) 受付時間 平日8:45~17:15